

独立行政法人日本芸術文化振興会契約監視委員会設置要項

平成21年12月 4日

改正 令和 4年 4月 1日

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定

(目的)

第1条 独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）に、振興会が締結した契約等を監視するため、契約監視委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、振興会において発注した物品・役務・工事等に係る契約について、報告を受け、審議を行い、契約の適正化に関し、理事長に対して意見の具申を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員3人以上をもって組織する。

2 委員会は、監事及び理事長が委嘱した物品・役務・工事等に係る契約の過程及び内容について学識経験を有する者で構成する。ただし、事前に文部科学大臣の了解を得なければならない。

3 委員の任期は、10月1日から9月30日までの1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。委員は再任されることができる。

(委員会の開催)

第4条 委員会は、原則として、年2回会議を開催する。

2 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。委員長は、会議の議事を整理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が委員長の職務を代理する。

4 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

5 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

6 委員会に出席できない委員は、書面をもって票決をなし、又は他の委員に票決を委任することができる。この場合は出席とみなす。

(庶務)

第5条 委員会の事務は、財務企画部契約課が処理する。

(その他)

第6条 この要項に定めるもののほか、委員会の議事運営上必要な事項は、委員会において定める。

- 2 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある事項については、その議事に加わることができない。
- 3 委員は、委員会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員でなくなった後においても同様とする。
- 4 委員会に対して行う物品・役務・工事等に係る契約の報告の様式は、別に定めるところによる。

附 則

- 1 この要項は、平成21年12月4日から施行する。
- 2 初年度の委員の任期は平成21年12月4日から平成22年9月30日までとする。

附 則（令和 4年 4月 1日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定）
この要項は、令和 4年 4月 1日から施行する。